

改定後 (R6.5)

文書内の下記文言を変更

「土曜日、日曜日、祝日等を除き~~10~~14日以内」

現行 (R5.5)

「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」

改定後 (R6.5)

(4) 早見表

①土木一式工事における技術者、現場代理人の資格者要件等早見表 (単位：百万円)

資格要件	当初請負対象金額 < 45		45 ≦ 当初請負対象金額 < 90		90 ≧ 当初請負対象金額		
	40 ≦ 請負代金額		45 ≦ 請負代金額		45 ≦ 請負代金額		
	請負代金額 < 40	40 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	
監理技術者	監理技術者資格証の交付を受けたもの (※3)						専任のこと
(一) 監理技術者	1 級技術士補であって、主任技術者要件を満たす者 もしくは、 監理技術者要件を満たす者						当該工事現場ごとに専任のこと
技術者	1 級施工管理技士等の資格者		専任のこと		専任のこと		
	2 級施工管理技士等の資格者		専任のこと		専任のこと		
	10年以上の実務経験、 もしくは、 指定学科を卒業後に、 ① 高等学校5年以上 ② 高等専門学校3年以上 ③ 大学3年以上 の実務経験を持つ者 もしくは、 ① 1 級1次検定合格後に3年以上 (※5) ② 2 級1次検定合格後に5年以上 (※6) または、登録基幹技能者 (※4)		専任は問わない	専任のこと	不可	不可	不可
(一) 主任技術者	上記主任技術者要件に同じ						専任のこと (技術者、現場代理人との兼務不可)
(一) 主任技術者	上記主任技術者要件に同じ						専任のこと (技術者、現場代理人との兼務不可)
現場代理人	なし						原則、常駐のこと (ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。)

- ※1：低入札技術者 低入札工事（低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事）において増員して配置する技術者。
- ※2：専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事すること（兼務要件を満たす場合を除く）。
- ※3：国土交通大臣特別認定による監理技術者資格証（土木）を受けた者は、1級国家資格者と同等と見なす。
- ※4：建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たす（21 参考資料（P51）参照）。
- ※5：監理技術者補佐 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）、監理技術者の行うべき職務を補佐する技術者。
- ※6：指定建設業と電気通信工事業を除く

現行 (R5.5)

(4) 早見表

①土木一式工事における技術者、現場代理人の資格者要件等早見表 (単位：百万円)

資格要件	当初請負対象金額 < 45		45 ≦ 当初請負対象金額 < 90		90 ≧ 当初請負対象金額		
	40 ≦ 請負代金額		45 ≦ 請負代金額		45 ≦ 請負代金額		
	請負代金額 < 40	40 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	45 ≦ 請負代金額	
監理技術者	監理技術者資格証の交付を受けたもの (※3)						専任のこと
(一) 監理技術者	1 級技術士補であって、主任技術者要件を満たす者 もしくは、 監理技術者要件を満たす者						当該工事現場ごとに専任のこと
技術者	1 級施工管理技士等の資格者		専任のこと		専任のこと		
	2 級施工管理技士等の資格者		専任のこと		専任のこと		
	10年以上の実務経験、 もしくは、 指定学科を卒業後に、 ① 高等学校5年以上 ② 高等専門学校3年以上 ③ 大学3年以上 の実務経験を持つ者 又は、登録基幹技能者 (※4)		専任は問わない	専任のこと	不可	不可	不可
(一) 主任技術者	上記主任技術者要件に同じ						専任のこと (技術者、現場代理人との兼務不可)
(一) 主任技術者	上記主任技術者要件に同じ						専任のこと (技術者、現場代理人との兼務不可)
現場代理人	なし						原則、常駐のこと (ただし、兼務要件を満たす場合に限り兼務を例外的に認める。)

- ※1：低入札技術者 低入札工事（低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事）において増員して配置する技術者。
- ※2：専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事すること（兼務要件を満たす場合を除く）。
- ※3：国土交通大臣特別認定による監理技術者資格証（土木）を受けた者は、1級国家資格者と同等と見なす。
- ※4：建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たす（21 参考資料（P51）参照）。
- ※5：監理技術者補佐 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）、監理技術者の行うべき職務を補佐する技術者。

改定後 (R6.5)

(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合 (当面の運用)

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事現場への兼務が可能と認めるときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置するための必要な手続きをしなければならない。

なお、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。

また、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。(21 参考資料 (P98～99) 参照)

(ア) 同一市町村内 (※1) 又は工事間直線距離が概ね10km以内の3つの工事

※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※:複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内 (※1) の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。

※:災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。

※:徳島県が発注する工事以外の工事も含む。

(イ) 当初請負代金額が4,000万円未満の工事

※:兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事及び工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。

(ウ) 令和5年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

現行 (R5.5)

(1) 常駐義務を緩和可能な工事現場の場合 (当面の運用)

ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事現場への兼務が可能と認めるときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置するための必要な手続きをしなければならない。

なお、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等適切に対応しなければならない。

また、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。(21 参考資料 (P98～99) 参照)

(ア) 同一市町村内 (※1) 又は工事間直線距離が概ね10km以内の3つの工事

※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

※:複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内 (※1) の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。

※:災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。

※:徳島県が発注する工事以外の工事も含む。

(イ) 当初請負代金額が4,000万円未満の工事

※:兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。

(ウ) 令和5年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

改定後 (R6.5)

(2) 区画線等の工事現場の場合 (当面の運用)ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の工事現場への常駐がそれぞれ可能と認められたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置させるために必要な手続きをしなければならない。

なお、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人を各工事現場に必ず常駐させるとともに、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

(ア) 徳島県が発注する2つの工事

ただし、徳島県の果土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。

(イ) 工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事 (交通安全施設工事)、照明灯工事 (電気設備工事)、電気通信工事

(ウ) 当初請負代金額が2,000万円未満の工事

(エ) 令和3年2月5日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

現 行 (R5.5)

(2) 区画線等の工事現場の場合 (当面の運用)ア 兼務の要件

発注者が、次の要件を全て満たし、現場代理人の工事現場への常駐がそれぞれ可能と認められたときは、受注者は、同一の現場代理人を配置できるものとする。ただし、受注者は、現場代理人を兼務配置させるために必要な手続きをしなければならない。

なお、工事の施工に当たっては、請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人を各工事現場に必ず常駐させるとともに、関係法令を遵守し、安全管理等に留意しなければならない。

(ア) 徳島県が発注する2つの工事

ただし、徳島県の果土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。

(イ) 工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事、電気通信工事

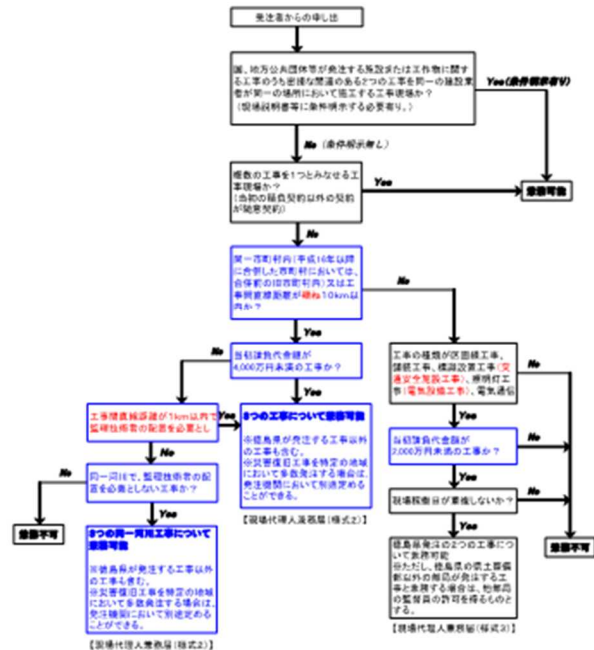
(ウ) 当初請負代金額が2,000万円未満の工事

(エ) 令和3年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

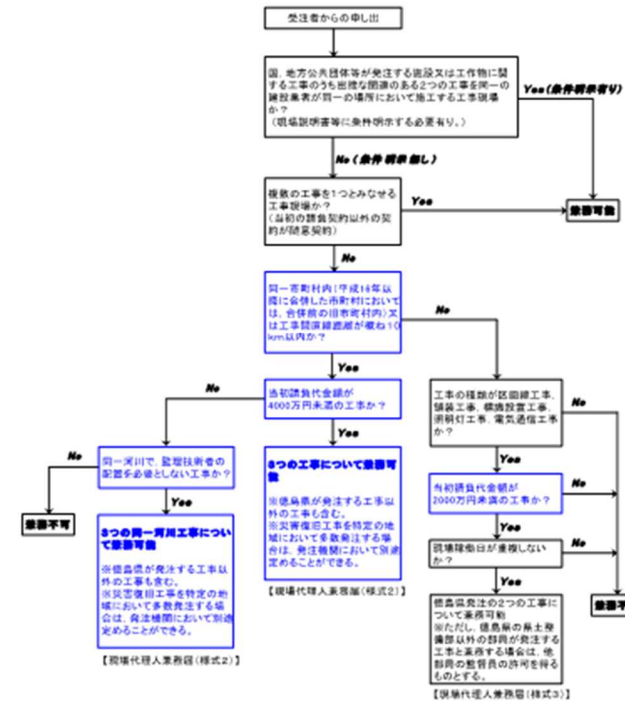
改定後 (R6.5)

(3) フロー図 (現場代理人の工事現場の兼務) (当面の運用)



現行 (R5.5)

(3) フロー図 (現場代理人の工事現場の兼務) (当面の運用)



改定後 (R6.5)

13 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文人への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため所属する営業所に常勤※していることが原則である。また、「経營業務の管理責任者」は、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければならない。従って、営業所の専任技術者又は経營業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができない。ただし、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができる。

現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P97）を参照。

※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の専任技術者等の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、ICTの活用により、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。

この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要である。

また、次の要件を全て満たす場合、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することができる。

ア 兼務の要件（当面の運用）

（ア）営業所と工事現場が同一市町村内（※）又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の徳島県が発注する2つの工事

※平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村とする。

（イ）当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

（ウ）営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

（エ）ICTの活用により、当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。

（オ）所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（カ）主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること。

（キ）令和4年4月5日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

現行 (R5.5)

13 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等との兼務

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文人への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため所属する営業所に常勤※していることが原則である。また、「経營業務の管理責任者」は、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければならない。従って、営業所の専任技術者又は経營業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができない。ただし、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができる。

現場代理人を含めた兼務については、21 参考資料（P97）を参照。

※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の専任技術者等の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、ICTの活用により、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。

この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要である。

また、次の要件を全て満たす場合、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することができる。

ア 兼務の要件（当面の運用）

（ア）営業所と工事現場が同一市町村内（※）又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の徳島県が発注する2つの工事

※平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村とする。

（イ）当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

（ウ）営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

（エ）ICTの活用により、当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。

（オ）所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（カ）主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること。

（キ）令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

現場代理人及び主任技術者等の兼務

【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 または工事間直線距離が概ね10km以内	
4	同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P97参照のこと。

1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・隣接する工事(庁舎を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ(随契)	工事Ⅲ(随契)	……	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	……	⇒ 不要
現場代理人	A	A	A	……	⇒ 不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・複数の工事の下請金額の合計が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

現場代理人及び主任技術者等の兼務

【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 又は工事間直線距離が概ね10km以内	
4	同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P97参照のこと。

1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・隣接する工事(庁舎を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ(随契)	工事Ⅲ(随契)	……	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	……	⇒ 不要
現場代理人	A	A	A	……	⇒ 不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

【留意事項】

- ・複数の工事の下請金額の合計が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

3 同一旧市町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事の場合

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 3つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ		兼務届
請負代金額	4,000万円未満	4,000万円未満	4,000万円未満	⇒	不要
主任技術者	A	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	A	⇒	必要

※いずれかの工事に変更契約により4,000万円以上となっても、原則、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。ただし、営業所の専任技術者等が現場代理人及び主任技術者に従事した場合を除く。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円未満	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	B	⇒	必要

※工事Ⅱの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【ケース3】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	B	⇒	必要
現場代理人	A	B	⇒	必要

または

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	B	C	⇒	必要

※工事ⅠまたはⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【ケース4】 3つの工事の現場代理人となっている者は、2つの工事の主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ(河川)	工事Ⅱ(河川)	工事Ⅲ(河川)		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要(工事Ⅰ、Ⅱ)
主任技術者	A	A	B	⇒	必要
現場代理人	A	A	A	⇒	必要

※工事ⅠまたはⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【適用条件】

・兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事及び工事間直線距離が1km以内の工事に限る。

※上表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

3 同一旧市町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事の場合

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 3つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ		兼務届
請負代金額	4,000万円未満	4,000万円未満	4,000万円未満	⇒	不要
主任技術者	A	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	A	⇒	必要

※いずれかの工事に変更契約により4,000万円以上となっても、原則、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。ただし、営業所の専任技術者等が現場代理人及び主任技術者に従事した場合を除く。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円未満	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	B	⇒	必要

※工事Ⅱの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【ケース3】 現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	B	⇒	必要
現場代理人	A	B	⇒	必要

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	B	C	⇒	必要

※工事Ⅰ又はⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【ケース4】 3つの工事の現場代理人となっている者は、2つの工事の主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ(河川)	工事Ⅱ(河川)	工事Ⅲ(河川)		兼務届
請負代金額	4,000万円以上	4,000万円以上	4,000万円以上	⇒	必要(工事Ⅰ、Ⅱ)
主任技術者	A	A	B	⇒	必要
現場代理人	A	A	A	⇒	必要

※工事Ⅰ又はⅡの主任技術者が工事現場への専任を要する場合、兼務要件(11(1)ア兼務の要件)を満たす必要がある。

【適用条件】

・兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事に限る。

※上表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

【留意事項】

・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

4 同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ			工事Ⅰ	工事Ⅱ			兼務届 必要※
主任技術者	A	B	または		A	A	⇒		
現場代理人	A	B			B	C			

※工事Ⅰ及びⅡともに請負代金額が4,000万円未満の場合は不要

- 【適用条件】
・請負代金額に関係なく適用できる。
- 【留意事項】
・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

5 区画線工事等の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届 不要
主任技術者	A	A	⇒	
現場代理人	A	A		⇒

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

- 【適用条件】
・徳島県が発注する2つの工事
ただし、徳島県の県土整備部以外の部局(以下、他部局)が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。
- ・工事の種類が区画線工事、舗装工事、構設設置工事(交通安全施設工事)、照明灯工事(電気設備工事)、電気通信工事
・当初請負代金額が2,000万円未満の工事
・県内全域に適用できる。

- 【留意事項】
・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

●専任の主任技術者が果工事以外の工事と兼務できる場合の例

【徳島県が発注する工事以外の工事との兼務を認める要件】

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
例：同一の場所又は近接した場所等で、一体性若しくは連続性が認められる場合
- ②施工にあたり相互に調整を要する工事
例：資材の調達を一括で行う場合
工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合
工程調整や安全確保のための調整を要する場合
土量配分計画の調整を要する場合



4 同一庁舎管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ			工事Ⅰ	工事Ⅱ			兼務届 必要※
主任技術者	A	B	又は		A	A	⇒		
現場代理人	A	B			B	C			

※工事Ⅰ及びⅡともに請負代金額が4,000万円未満の場合は不要

- 【適用条件】
・請負代金額に関係なく適用できる。
- 【留意事項】
・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

5 区画線工事等の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ		兼務届 不要
主任技術者	A	A	⇒	
現場代理人	A	A		⇒

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

- 【適用条件】
・徳島県が発注する2つの工事
ただし、徳島県の県土整備部以外の部局(以下、他部局)が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。
- ・工事の種類が区画線工事、舗装工事、構設設置工事、照明灯工事、電気通信工事
・当初請負代金額が2,000万円未満の工事
・県内全域に適用できる。

- 【留意事項】
・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上))は、適用できない。

●専任の主任技術者が果工事以外の工事と兼務できる場合の例

【徳島県が発注する工事以外の工事との兼務を認める要件】

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
例：同一の場所又は近接した場所等で、一体性若しくは連続性が認められる場合
- ②施工にあたり相互に調整を要する工事
例：資材の調達を一括で行う場合
工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合
工程調整や安全確保のための調整を要する場合
土量配分計画の調整を要する場合



改定後 (R6.5)

営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

営業所の専任技術者等は、2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる。

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額		4,000万円未満	4,000万円未満
営業所の専任技術者	A		
主任技術者		A	A
現場代理人		A	A

兼務届
不要
必要※

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

※営業所の専任技術者等が、営業所と1つの工事の現場代理人を兼務する場合、兼務届は不要

【適用条件】

・営業所と工事現場が同一旧市町村内(※)または営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の徳島県が発注する

2つの工事

※:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

現行 (R5.5)

営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務【当面の運用】

営業所の専任技術者等は、2つの工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者を兼務できる。

	営業所	工事Ⅰ	工事Ⅱ
請負代金額		4,000万円未満	4,000万円未満
営業所の専任技術者	A		
主任技術者		A	A
現場代理人		A	A

兼務届
不要
必要※

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

※営業所の専任技術者等が、営業所と1つの工事の現場代理人を兼務する場合、兼務届は不要

【適用条件】

・営業所と工事現場が同一旧市町村内(※)又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の徳島県が発注する

2つの工事

※:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- ・ICTの活用により、工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ・主任技術者の専任を要しない(建設業法第26条第3項に該当しない)工事であること

【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

朱書 現場代理人の兼務について(参考資料)

現場代理人の兼務について(参考資料)

兼務要件 (R3.3.14月以降)

兼務要件 (R5.1月以降)

兼務要件

兼務要件

- 同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が概ね10km以内の3つの工事
- ※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
- ※ 複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。
- ※ 災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。
- ※ 徳島県が発注する工事以外の工事も含む。
- 当初請負代金額が4,000万円未満の工事
- ※ 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事及び工事間直線距離が1km以内の工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。
- 令和6年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
- ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

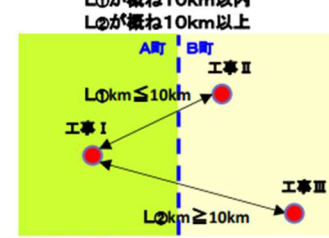
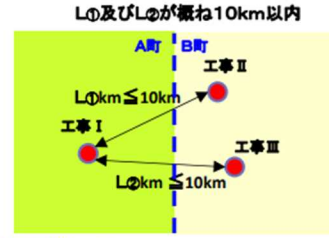
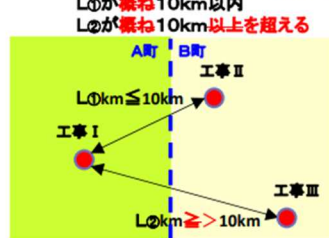
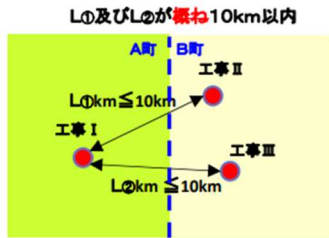
- 同一市町村内(※1)又は工事間直線距離が概ね10km以内の3つの工事
- ※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
- ※ 複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内(※1)の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。
- ※ 災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることができる。
- ※ 徳島県が発注する工事以外の工事も含む。
- 当初請負代金額が4,000万円未満の工事
- ※ 兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川において実施する河川工事に限り、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事を除く。
- 令和6年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
- ※兼務する他工事の契約時期は問わない。

ケース1:3つの工事で兼務が可能な場合(2市町村)

ケース2:2つの工事しか兼務できない場合(2市町村)

ケース1:3つの工事で兼務が可能な場合(2市町村)

ケース2:2つの工事しか兼務できない場合(2市町村)



兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A

	工事I	工事II	工事III	又は	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	B		B	A	A

	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	A

	工事I	工事II	工事III	又は	工事I	工事II	工事III
現場代理人	A	A	B		B	A	A

朱書 現場代理人の兼務について(参考資料)

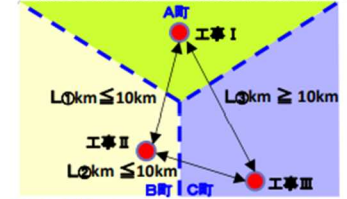
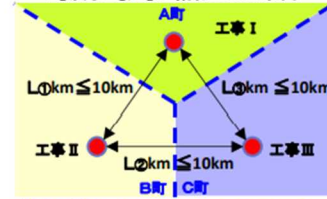
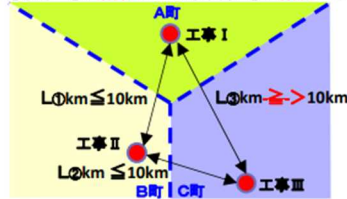
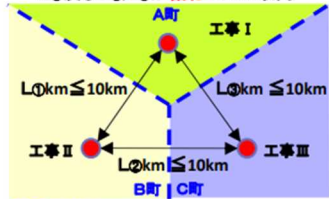
現場代理人の兼務について(参考資料)

ケース3:3つの工事で兼務が可能な場合(3市町村)
L₀及びL₁、L₂が概ね10km以内

ケース4:2つの工事しか兼務ができない場合(3市町村)
L₀及びL₁が概ね10km以内、L₂が概ね10km以上を超える

ケース3:3つの工事で兼務が可能な場合(3市町村)
L₀及びL₁、L₂が概ね10km以内

ケース4:2つの工事しか兼務ができない場合(3市町村)
L₀及びL₁が概ね10km以内、L₂が概ね10km以上



兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円未満の場合)

工事I	工事II	工事III
A	A	A

工事I	工事II	工事III
A	A	B

又は

工事I	工事II	工事III
B	A	A

工事I	工事II	工事III
A	A	A

工事I	工事II	工事III
A	A	B

又は

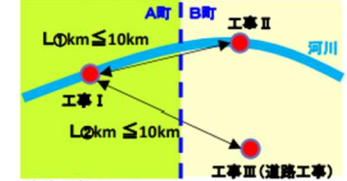
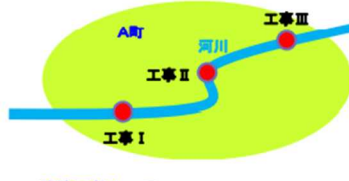
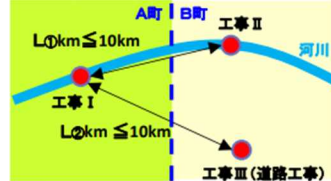
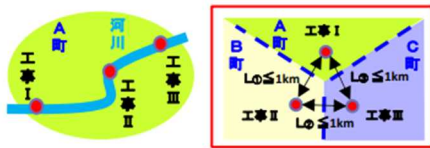
工事I	工事II	工事III
B	A	A

ケース5:3つの工事で兼務が可能な場合(同一河川)

ケース6:2つの工事しか兼務できない場合(同一河川、2市町村)
L₀及びL₁が概ね10km以内

ケース5:3つの工事で兼務が可能な場合(同一河川)

ケース6:2つの工事しか兼務できない場合(同一河川、2市町村)
L₀及びL₁が概ね10km以内



兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

兼務可能ケース(工事I~Ⅲの当初請負代金額が4,000万円以上の場合)

工事I	工事II	工事III
A	A	A

工事I	工事II	工事III
A	A	B

工事I	工事II	工事III
A	A	A

工事I	工事II	工事III
A	A	B